

他会・他団体 日本CSR普及協会 2017年度 第1回研修セミナーのご案内

景表法・下請法の最新動向と予防実務の注意点 ～取締り強化が顕著な両規制の対応のポイントを短時間で総ざらい～

景品表示法における不当表示に関しては、平成28年4月から課徴金制度が施行されており、本年1月には、自動車会社に4億8000万円余りの課徴金が課されました。販売実績のない「通常価格」と比較して、値段の安さについて誤解を与える有利誤認表示もあとを絶ちません。規制に抵触しないチェック体制を業務プロセスに盛り込むと同時に、不当表示の疑いが生じた場合の対応や消費者庁などから調査を受けた際の対応を、今一度確認しておく必要があります。

また、下請法(下請代金法)に関しても、昨年12月に運用基準が改正され、違反行為事例は66事例から141事例に大幅に増加しています。なかでも、これまで公表事例ではあまり取り上げられたことのなかった買ったときや減額、型・治具の無償保管等の指導が増加しており、関係部署への周知徹底が求められます。また、下請法違反として事案が公表される場合には、「下請いじめ」として企業イメージへの悪影響も大きくなっています。

今回のセミナーでは、これらの規制の最新動向について要点を解説するとともに、企業に最低限求められる対応を具体的に紹介します。是非ご参加ください。

日時 2017年7月26日(水)午後2時～午後5時

場所 TKP新橋内幸町ビジネスセンター(東京都港区西新橋1-1-15 物産ビル別館6F)

内容 1) 景表法の課徴金制度の施行後の運用状況と実務上の留意点

【講師】 藪内俊輔(弁護士・弁護士法人北浜法律事務所)

屋敷里絵(弁護士・湊総合法律事務所)

2) 下請法違反の取り締まり強化の流れと実務上の留意点

【講師】 花本浩一郎(弁護士・TMI総合法律事務所)

湊谷倫英(弁護士・株式会社荏原製作所)

主催 日本CSR普及協会 後援 日本弁護士連合会

参加費 5,000円(当日申し受けます) 会員弁護士・会員企業(2名まで)無料

準備の都合上 7月17日(月)までにファクシミリにてご回答をお願い申し上げます。

日本CSR普及協会 事務局 宛 FAX 03-3592-0330

2017年度第1回研修セミナーに出席を申し込みます。

1. ①企業関係者 ②弁護士(登録番号 _____) ③その他 (_____)

2. 住所 〒 _____ (電話) _____

_____ (e-mail) _____ @ _____

フリガナ

3. 氏名 _____ 所属 _____ (企業名・部署名)

4. ① 協会会員 ② 近畿支部会員 ③ 非会員

◎ 問い合わせ先 日本CSR普及協会 (電話03-3504-2551) <http://www.jcsr.jp>
ご提供いただいた個人情報は本セミナーに関する連絡以外には使用しません。